

表F-6
全学の教員組織（学部等）

学部・学科、その他の組織		専任教員数					助手	設置基準上 必要専任教員数	設置基準上 必要専任教員数	専任教員 1人当たりの在籍 学生数	兼任 教員数 (b)	兼任 (非常勤) 教員数 (c)	非常勤 依存率(%) $\frac{c}{a+b+c} * 100$	TA・RA等				備考
		教授	准教授	講師	助教	計(a)								TA	RA	その他	合計	
社会福祉学部	社会福祉学科	14	6	14	3	37			14	7		32	46.4%	0	0	0	0	
社会福祉学部計		14	6	14	3	37			14	7								
看護学部	看護学科	7(9)	8(10)	4(5)	2(3)	21(27)	3(4)		12	6	6(10)	16(49)	37.2%(57.0%)	0	0	0	0	平成22年5月1日現在。()は完成年度(平成25年度)予定数。
看護学部計		7(9)	8(10)	4(5)	2(3)	21(27)			12	6	4.6 (119)							
その他の組織																		
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数								11(15)	6(8)									大学の専任教員数は22年度5月1日現在の大学 収容人数による。()は完成年度における基準。
合 計		21(23)	14(16)	18(19)	5(6)	58(64)	3	37(41)	19(21)		6	48		0	0	0	0	平成22年5月1日現在。()は完成年度(平成25年度)予定数。

表F-6
全学の教員組織（大学院等）

研究科・専攻、研究所等		専任教員数					助手	設置基準上必要研究指導教員数	設置基準上必要研究指導教員数合計	研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計	研究指導教員数	研究指導補助教員数	兼担教員数(b)	兼任(非常勤)教員数(c)	TA・RA等				備考
		教授	准教授	講師	助教	計(a)									TA	RA	その他	合計	
社会福祉学研究科	社会福祉経営専攻	6	0	0	0	6	0	3	5	/	11	0	5	6	0	0	0	0	兼担教員について 学部専任:教授3、准教授1 学部兼任:教授1 以上は専任教員数に含めず、学部教員としてカウント
										/									
社会福祉学研究科計		6	0	0	0	6	0	3	5	/	11	0	5	6	0	0	0	0	研究指導教員数は上記、学部との両専任、および兼担教員を含めた数
										/									
合 計		6	0	0	0	6	0	3	5	11	11	0	5	6	0	0	0	0	

- ① 教員については、学部・大学院研究科・研究所等、所属組織ごとに大学の発令に基づき記載すること。
- ② 専任教員とは、常勤する者をいい、兼任教員とは、学外からの兼務者をいう。また、兼任教員は、同一法人内の短大、専門学校等の教員も含む。
- ③ 現在の在籍学生に関する入学定員及び編入学定員に変更があった場合、また、行っている場合には、学則に記載してある収容定員（現在の入学定員×4年間または6年間+編入学定員）に基づき、設置基準上必要教員数を算出とともに括弧書きで1年から4年または6年までの入学定員を足した実際の定員数により算出された教員数を記載すること。
- ④ 「設置基準上必要専任教員数」欄の記載方法は大学設置基準第13条、別表第1、別表第2に基づき記載すること。
- ⑤ 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等学部に関連する独立の組織がある場合には、「(その他の組織)」欄に、その名称を記載すること。
- ⑥ 大学院大学の場合は、設置する研究科・専攻について、「全学の教員組織（学部等）」の記載欄に準じて記載すること。
- ⑦ 専門職大学院を有する場合は、「全学の教員組織（学部等）」の記載欄に準じて、新たに表を作成すること。また、専門職大学院の専任教員が他の学部等で専任教員になっている場合は、専任教員として両方ともカウントし、その旨を欄外に記載すること。
- ⑧ 名称変更している学科や統合した学科については、新旧の2つの学科をあわせて専任教員数を記載し、その旨を備考欄に記載すること。
- ⑨ 1人の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれカウントすること（重複可）。もしくは、大学の実状によっては、兼任教員数の欄は学科ごとではなく学部全体で記載してもよい。
- ⑩ 1人の兼担教員が複数の学部を担当する場合は、本務以外の学部の兼担教員欄にそれぞれカウントすること（重複可）。もしくは、大学の実状によっては、学部に関わる兼担教員数の欄は、学科ごとではなく学部全体で記載してもよい。
- ⑪ 学部の教員が研究科の教員を兼ねている場合、兼担とみなす。
- ⑫ 履修者がいる科目を担当している教員、及び修士の論文指導だけを担当している教員についても専任教員としてカウントすること。
- ⑬ 専任教員に渡航者がいる場合は、渡航者を含んだ教員数を記述し、渡航者の状況については、備考欄に記載すること。
- ⑭ TA(Teaching Assistant)、RA(Research Assistant)がいる場合は、それぞれ担当している学科、研究科の欄に人数を記載すること。
- ⑮ 「設置基準上必要研究指導教員数」及び「設置基準上必要研究指導教員数と研究指導補助教員数合計」欄の記載方法は「大学院設置基準第9条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」（平成11年9月14日文部省告示第175号）に基づき記載すること。
- ⑯ 医学、歯学関係の研究科を有する場合は、「博士課程」「修士課程」に分けて、それぞれ記載すること。

大学の職員数

正職員	21名
その他	0名

- ① 大学の職員数は、正職員とその他（嘱託、派遣、パートなど）に分類して合計数を記載すること。
- ② 法人本部を設置している場合、法人本部の職員として発令されている者であっても大学等の業務を行っている場合は、法人本部全体の業務量の割合に応じて大学等に割り振り、大学の職員数を算出すること。